

町田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

町田市固定資産評価審査委員会条例（昭和33年10月町田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3人」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、書記の数は、3人以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(書記)</p> <p>第3条 委員会に書記を置く。<u>この場合において、書記の数は、3人以上とする。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(書記)</p> <p>第3条 委員会に書記<u>3人</u>を置く。</p> <p>2・3 略</p>